

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
4月5日  
(金曜日)

## 目次

告示	漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(二件)(水産振興課).....	二
	二級河川の区間の変更(河川課).....	一
	河川保全区域の指定(河川課).....	二
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....	二
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....	二
	宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明(住宅課).....	三
	宅地建物取引主任者資格試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出(住宅課).....	三
選管告示	不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....	三
	不在者投票のできる介護老人保健施設の指定.....	四
	不在者投票のできる老人ホームの指定.....	四
公安委告示	道路交通法第百八条の四第一項の規定による指定講習機関の指定.....	四



### 山口県告示第百四十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十一年山口県告示第百十二号)に係る指定漁船を普通損害保険に

付すべき義務は、平成二十五年三月十六日限り消滅した。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 森野加入区  | 浮島加入区  | 久賀加入区  | 大島町加入区 |
| 通津加入区  | 柱島加入区  | 神代加入区  | 大島加入区  |
| 平郡加入区  | 室津加入区  | 祝島加入区  | 平生町加入区 |
| 光加入区   | 下松加入区  | 榑ヶ浜加入区 | 戸田加入区  |
| 新南陽加入区 | 秋穂加入区  | 東岐波加入区 | 床波加入区  |
| 宇部岬加入区 | 新宇部加入区 | 藤曲浦加入区 | 王喜加入区  |
| 南風泊加入区 | 六連島加入区 | 蓋井島加入区 | 室津下加入区 |
| 黒井加入区  | 角島加入区  | 仙崎加入区  | 大島加入区  |
| 見島加入区  | 須佐加入区  |        |        |

### 山口県告示第百四十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年二月二十五日限り消滅した。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- |        |        |
|--------|--------|
| 日置町加入区 | 長門市加入区 |
|--------|--------|

### 山口県告示第百五十号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五条第六項の規定に基づき、次のとおり二級河川の区間を変更する。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

名河川	上	区	流	端	間	下流端
河川	上	区	流	端	間	下流端

厚東川水系

宗国川

左岸 美祢市美東町真名字葉山一三三番四地先  
右岸 美祢市美東町真名字葉山一三二番二地先

長田川への合流点

山口県告示第百五十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき、二級河川の区間の変更に関する告示（平成二十五年山口県告示第百五十号）により区間の変更をした二級河川の当該変更をした区間に係る次の区域を同項の河川保全区域に指定する。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 有堤部にあつては、河川敷地境界線から外側へ二十メートルまでの区域及び河川敷地境界線の内側に存する土地の区域のうち河川区域以外の土地の区域
- 二 無堤部にあつては、河川敷地境界線から外側へ十メートルまでの区域及び河川敷地境界線の内側に存する土地の区域のうち河川区域以外の土地の区域



(一〇一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年五月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年三月十二日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 生涯現役支援センター

代表者の氏名 下谷 洋子  
主たる事務所の所在地 宇部市開一丁目一六番八号

- 三 定款に記載された目的  
未来を担う世代に対して、伝統・技術の伝承活動、第一次産業の支援・後継者育成に関する事業を行い、現役世代が後継者を支援・育成活動を行うことにより喜びと生きがいを得て、各世代が「生涯現役」として活力ある地域社会の発展など広く公益の増進に寄与すること。

- 一 申請のあつた年月日

平成二十五年三月十三日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 山口ヘルスプロモーションネットワーク

代表者の氏名 長谷 亮佑  
主たる事務所の所在地 宇部市島二丁目四番二〇号

- 三 定款に記載された目的  
山口県の地域住民に対して、健康づくり、まちづくりに関する事業を行い、健康寿命の延伸と地域の活性化に寄与すること。

(一〇二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年五月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年三月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人シニアライフ会

代表者の氏名 松宮 照一  
主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字久賀四七六五番地の五

(一〇三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十五年五月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人素敵な人生  
代表者の氏名 大嶋 元  
主たる事務所の所在地 山口市折本二丁目八番七号

(一〇四) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

名 称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
エイチ・エス	清水 弘文	宇部市常盤町二丁目三番一八号	山口県知事(一)第三一三四号	平成二二、一〇、八

(一〇五) 宅地建物取引主任者資格試験に係る指定試験機関の名称の変更の届出

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の五第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年四月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定試験機関の名称

変 更 後	変 更 前
一般財団法人不動産適正取引推進機構	財団法人不動産適正取引推進機構

二 変更年月日

平成二十五年四月一日



山口県選挙管理委員会告示第三十八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第六十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「豊北病院 下関市豊北町大字粟野二三九七 昭和六三、九、二二  
 医療法人若草会小郡まき 吉敷郡小郡町若草町三番四号 " " " " を  
 はら病院 「医療法人若草会小郡まき 山口市小郡若草町三番四号 昭和六三、九、二二  
 はら病院 に  
 改める。」

平成二十五年四月五日

山口県公安委員会

**山口県選挙管理委員会告示第三十九号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成二十五年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
 医療法人せんじゆ介護老 下関市豊北町大字滝部三六六九の一 平成二五、三、二七  
 人保健施設ももとせ

**山口県選挙管理委員会告示第四十号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十五年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
 ケアハウスつばき 萩市大字椿三三九八の一 平成二五、三、二七



**山口県公安委員会告示第十一号**

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項の規定により、次のとおり指定講習機関の指定をした。

株式会社下松自動車学	名 称	指 定
友田 裕	代表者の氏名	講 習
下松市大字切山二九六の一	住 所	機 関 所
平成二五、 三、二七		指 定 年 月 日
山口県下松自動車学校	名 称	特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所
下松市大字切山二九六の一	所 在 地	
普通免許に係る 初心運転者講習		特 定 講 習 の 種 別

平成二十五年四月五日印刷

発行所

山口県知事